

西海市外出支援サービス事業の内容

1. 事業内容

この事業は、居宅から在宅福祉サービスを提供する場所又は医療機関等までの間の送迎について移動用車両を用いて支援を行うものです。

※入院中の医療機関から別の医療機関への通院利用や、医療機関から介護・福祉施設への入所利用はできません。

2. 対象者

西海市内に住所を有する方、かつ、一般の交通機関を利用することが困難で次のいずれかに該当する方

- ① 65歳以上又は介護保険法（平成9年法律第123号）第7条の規定に基づき要介護者と認定されている者で、かつ、老衰、心身の障害、傷病等のため寝たきりの者又は車いすを常時利用している者
- ② 60歳以上で下肢が不自由なため車いすを常時利用している者
- ③ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該身体障害者手帳に記載されている障害の程度が1級、2級又は3級に該当する障害を2以上重複して有する者で寝たきり又は車いすを常時利用している者

※家でも屋外でも常に車いすでないと移動ができない方で、かつ、車いすへの移乗も介助が必要な方が対象となります。

3. 利用範囲

この事業の利用の範囲は、次の場合となります。

- 1) 長崎県内の医療機関への通院及び入退院の場合
- 2) 長崎県内の介護・福祉施設利用による入退所の場合
- 3) その他市長が特に必要と認めた場合

※なお、運転手は、原則、介助を行うことはできません。利用する際には、介助者（扶養義務者を含む。）が車（車いす）への移乗・移動介助及び車への同乗をお願いします。

4. 利用時間

この事業の利用時間は、原則、午前9時から午後5時までです。

5. 利用予約

利用者は、利用しようとする日の原則7日前までに利用予約を西海市社会福祉協議会に予約をしてください。
(TEL 0959-29-4081)

6. 利用料

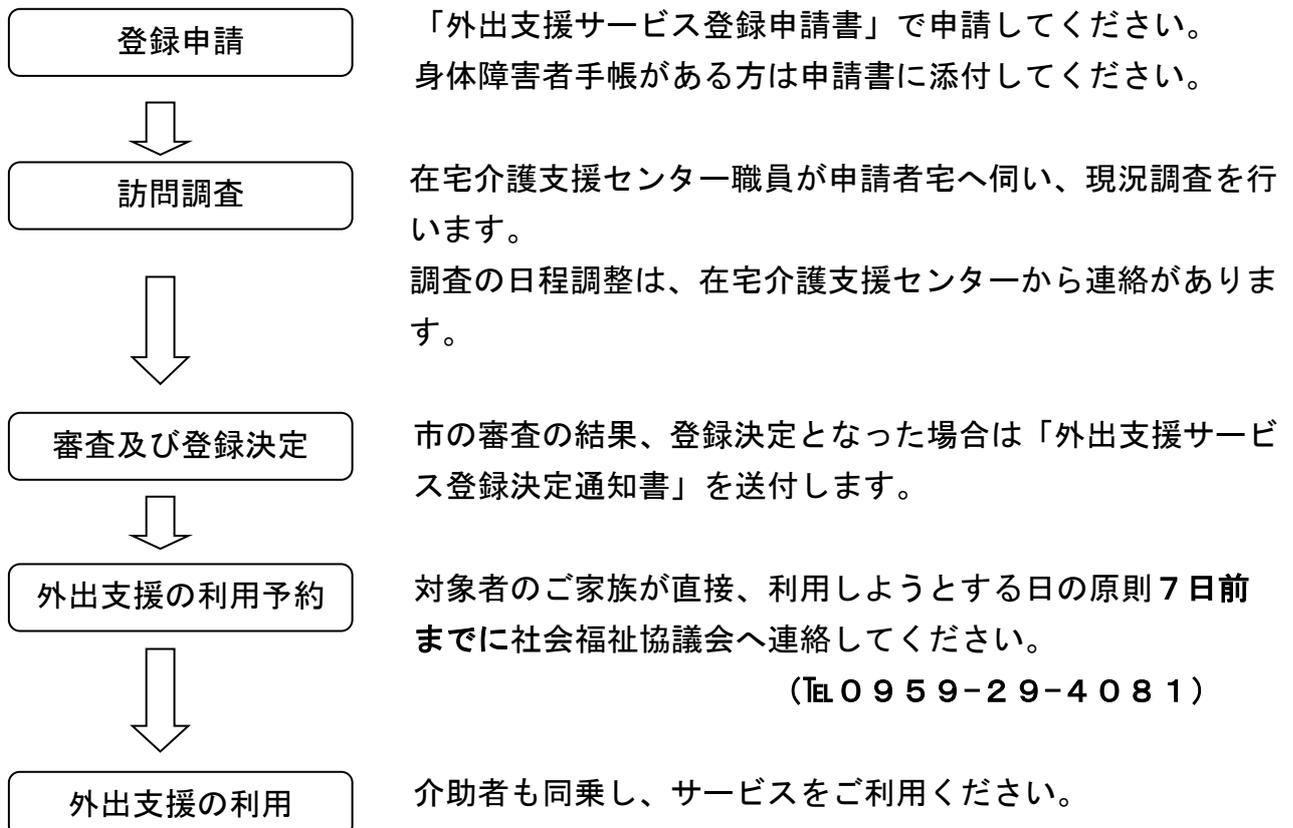
利用料は、駐車場料金等（通行料金を含む。）の実費を除き、無料となります。
ただし、国の施策及び経済情勢に変動があり、利用料の額が不相応となった場合は、利用料を見直す場合もあります。

7. 注意

外出支援サービス事業と下記①～③の事業との重複はできません。

- ① 障害者等交通費助成事業
- ② 人工透析患者市外医療機関通院交通費助成事業
- ③ 介護タクシー等料金助成事業

8. 申請から利用までの流れ



※この他、ご不明な点などがございましたら下記へご連絡下さい。

西海市役所 長寿介護課 TEL 0959-37-0024